

# 昭和五十六年法律第五十九号

銀行法

（昭和二年法律第二十一号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第九条）	第三章 経理（第十七条—第二十三条）
第二章 業務（第十一条—第六十条）	第四章 監督（第二十四条—第二十九条）
第二章の二 子会社等（第十六条の二—第十六条の四）	第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け（第三十条—第三十六条）
第七章 外国銀行支店（第四十七条—第五十二条）	第六章 閉業及び解散（第三十七条—第四十六条）
第七章の三 株主（第十一条）	第七章 第一節 通則（第五十二条の六十の三十一—第五十二条の六十の三十五）
第一節 通則（第五十二条の二—第五十二条の八）	第二節 第四節 認定電子決済等取扱事業者協会（第五十二条の六十の二十五—第五十二条の六十の三十五）
第二節 銀行主要株主に係る特例（第五十二条の十）	第三節 第五節 雜則（第五十二条の六十の三十六—第五十二条の六十一）
第一款 通則（第五十二条の九・第五十二条の十）	第四節 第七章の六 電子決済等代行業（第五十二条の六十一の十一）
第二款 監督（第五十二条の十一—第五十二条の十五）	第五節 第一節 通則（第五十二条の六十一の二—第五十二条の六十一の十八）
第三款 雜則（第五十二条の十六）	第六節 第二節 業務（第五十二条の六十一の八—第五十二条の六十一の十一）
第二款 業務及び子会社等（第五十二条の二十一—第五十二条の二十五）	第七節 第三節 監督（第五十二条の六十一の十九—第五十二条の六十一の二十二）
第三款 銀行持株会社に係る特例（第五十二条の二十六—第五十二条の三十）	第八節 第四節 認定電子決済等代行業者協会（第五十二条の六十一の二十九）
第一款 通則（第五十二条の十七—第五十二条の二十）	第九節 第五節 雜則（第五十二条の六十一の三十一）
第二款 業務及び子会社等（第五十二条の二十一—第五十二条の三十四の二）	第十章 第一節 通則（第五十二条の六十一—第五十二条の六十四）
第三款 経理（第五十二条の二十六—第五十二条の三十五）	第二節 第二節 雜則（第五十三条の六十五—第五十三条の七十七）
第七章の四 銀行代理業（第五十二条の三十六—第五十二条の四十一）	第三節 第三節 監督（第五十二条の七十八—第五十二条の八十四）
第一節 業務（第五十二条の四十二—第五十二条の四十八）	第八章 第四節 指定紛争解決機関（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）
第二節 業務（第五十二条の三十六—第五十二条の五十一）	第九章 第五節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）
第二節 業務（第五十二条の四十九—第五十二条の五十一）	第十章 第六節 剽則（第六十一条—第六十七条）

## 第四節 附則

### 第一章 総則（目的）

この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るために、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

9

この法律において「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内

## 第四節 監督（第五十二条の五十二—第五十九号）

### 二条の五十七

この法律の運用に当たつては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

（定義等）

（二）この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

（三）この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行ふ営業をいう。

（一）預金又は定期積金の受け入れと資金の貸付け

（二）又は手形の割引とを併せ行うこと。

（三）為替取引を行うこと。

（四）この法律において「定期積金」とは、定期積金のほか、一定の期間を定め、その中途又は満了の時において一定の金額の給付を行うことを約して、当該期間内において受け入れる掛金を約して、当該期間内において受け入れる掛金をいう。

（五）この法律において「預金者等」とは、預金者及び定期積金の積金者（前項に規定する掛金の掛金者を含む。）をいう。

（六）この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社においては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができるない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。

（七）この法律において「株式等」とは、株式又は持分をいう。

（八）この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とな

（九）この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受け設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けたものである。

（十）この法律において「銀行代理業」とは、銀行のため次に掲げる行為のいずれかを行ふ営業をいう。

（一）預金又は定期積金等の受け入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

（二）資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

## 第五節 所属銀行等（第五十二条の五十八—第五十二条の六十）

### 第六節 雜則（第五十二条の六十の二）

### 第七章の五 電子決済等取扱業（第五十二条の五十九）

### 第五節 通則（第五十二条の六十の三—第五十二条の六十の十）

### 第六節 雑則（第五十二条の六十の十一—第五十二条の六十の十七）

### 第七章 第一節 通則（第五十二条の六十の十八—第五十二条の六十の二十四）

### 第二節 第四節 認定電子決済等取扱事業者協会（第五十二条の六十の二十五—第五十二条の六十の三十五）

### 第三節 第五節 雜則（第五十二条の六十の三十六—第五十二条の六十一）

### 第四節 第七章の六 電子決済等代行業（第五十二条の六十一の十一）

### 第五節 第一節 通則（第五十二条の六十一の二—第五十二条の六十一の十八）

### 第六節 第二節 業務（第五十二条の六十一の八—第五十二条の六十一の十一）

### 第七節 第三節 監督（第五十二条の六十一の十九—第五十二条の六十一の二十二）

### 第八節 第四節 認定電子決済等代行業者協会（第五十二条の六十一の二十九）

### 第九節 第五節 雜則（第五十三条の六十一の三十一）

### 第十章 第一節 通則（第五十二条の六十一—第五十二条の六十四）

### 第二節 第二節 雜則（第五十三条の六十五—第五十三条の七十七）

### 第三節 第三節 監督（第五十二条の七十八—第五十二条の八十四）

### 第八章 第四節 指定紛争解決機関（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）

### 第九章 第五節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）

### 第十章 第六節 剽則（第六十一条—第六十七条）

### 第十一章 第一節 通則（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）

### 第二節 第二節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）

### 第三節 第三節 監督（第五十二条の七十八—第五十二条の八十四）

### 第八章 第四節 指定紛争解決機関（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）

### 第九章 第五節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）

### 第十章 第六節 剽則（第六十一条—第六十七条）

### 第十一章 第一節 通則（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）

### 第二節 第二節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）

### 第三節 第三節 監督（第五十二条の七十八—第五十二条の八十四）

### 第八章 第四節 指定紛争解決機関（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）

### 第九章 第五節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）

### 第十章 第六節 剽則（第六十一条—第六十七条）

### 第十一章 第一節 通則（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）

### 第二節 第二節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）

### 第三節 第三節 監督（第五十二条の七十八—第五十二条の八十四）

### 第八章 第四節 指定紛争解決機関（第五十二条の六十五—第五十二条の六十九）

### 第九章 第五節 雜則（第五十三条の六十六—第五十三条の七十七）

### 第十章 第六節 剽則（第六十一条—第六十七条）

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介  
 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。  
 この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。  
 この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

17  
 一 銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。  
 イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。  
 ロ 当該口座に係る資金を移動させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行（以下「委託銀行」という。）のため預金の受け入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。  
 この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

18  
 この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令の規定により当該外国において第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他他の行政处分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいう。  
 この法律において「認定電子決済等取扱事業者協会」とは、第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

19  
 この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

20  
 この法律において「認定電子決済等取扱事業者協会」とは、第五十二条の六十の二十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

21  
 一 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる行為（以下この号に限る。）を行ふこと。  
 二 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

22  
 一 この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

23  
 この法律において「認定電子決済等代行業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

24  
 この法律において「指定紛争解決機関」とは、第五十二条の六十一第一項の規定による指定を受けた者をいう。

25  
 この法律において「銀行業務」とは、銀行が第十条及び第十三条の規定により営む業務並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務並びに当該決済のため銀行代理業を営む者がある場合に、銀行のため銀行代理業を営む者が當む銀行代理業をいう。

26  
 この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業務をいう。

27  
 この法律において「苦情処理手続」とは、銀行業務等関連苦情（銀行業務等に関する苦情をいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。）を処理する手続をいう。

28  
 一 第三十一条の二に掲げる行行為に該当するものとみなして、この法律を適用する。  
 二 内閣府令で定めるものに限る。当該法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）当該法人でない団体の名義をもつて保有される銀行の議決権の数（以下この号において「合算議決権数」といいう。）のうち、銀行を含むもののうち、他の会社との計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」といいう。）のうちに銀行を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社（当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数）である。

29  
 この法律において「紛争解決手続」とは、銀行業務等関連紛争（銀行業務等に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。第五十二条の六十七、第五十二条の六十八及び第五十二条の七十二において同じ。）に属し、かつ、当該会社等が当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の銀行の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない会社等（当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数）。

30  
 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。  
 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

31  
 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

32  
 この法律において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関と銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）との間で締結される契約をいう。

33  
 第三条 預金又は定期積金等の受入れ（前条第二項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。）を行ふ営業は、銀行業とみなして、この法律を適用する。

34  
 第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の議決権の保有者とみなして、第七章の三第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

35  
 一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）当該法人でない団体の名義をもつて保有される銀行の議決権の数（以下この号において「合算議決権数」といいう。）のうち、銀行を含むもののうち、他の会社との計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」といいう。）のうちに銀行を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社（当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数）である。

36  
 二 銀行の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該銀行の議決権の数（当該個人が保有する当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該銀行の議決権の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の銀行の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それが当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該各号に定める数））を合算した数（当該個人が当該銀行の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する当該銀行の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」といいう。）が当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者（当該個人に係る合算議決権数）。

37  
 三 連結基準対象会社以外の会社等（銀行の議決権の保有者である会社等に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社（当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数）であるものを除く。）が会社等集団（当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の銀行の議決権の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。）が当該銀行の主株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない会社等（当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数）。

会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該議決権の保有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者であるときは、それぞれ当該各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同保有議決権数」という。)が保有する当該銀行の議決権の数(当該共同保有者が前号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同保有議決権数」という。)が保有する当該銀行の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者、共同保有議決権数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者、銀行に対する実質的な影響力などを表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

八 第二条第十一項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

(営業の免許)

第四条 銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

二 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行業の免許を申請した者(以下この項において「申請者」という。)が銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 外国の方令に準拠して外国において銀行業を営む者(その者と政令で定める特殊の関係のある者を含むものとし、銀行等を除く。以下この項において「外国銀行等」という。)をその株主の全部又は一部とする者が銀行業の免許を申請した場合において、当該外国銀行等が当該免許を申請した者の総株主の議決権に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超える議決権を適法

に保有しているときは、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる基準のほか、当該外国銀行等の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、この法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行わると認められるかどうかの審査をしなければならない。ただし、当該審査が国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合その他、他の政令で定める場合は、この限りでない。

内閣総理大臣は、前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第四条の二 銀行は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 取締役会

二 監査役会 監査等委員会又は指名委員会等（会社法第二条第十二号（定義）に規定する指名委員会等をいう。第五十一条の十八第二項第二号において同じ。）

三 会計監査人

（銀行の機関）

第五条 銀行の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

一 前項の政令で定める額は、十億円を下回つてはならない。

二 銀行は、その資本金の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（商号）

第六条 銀行は、その商号中に銀行という文字を使用しなければならない。

一 銀行でない者は、その名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用してはならない。

二 銀行は、その商号を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

（取締役等の兼職の制限）

第七条 銀行の常務に從事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に從事してはならない。

				2
				（取締役等の適格性等）
第七条の二	次	の各号に掲げる者は、当該各号に定める知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。		
		一 銀行の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、銀行の常務に従事する取締役及び執行役）銀行の経営管理的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験		
二	銀行の監査役（監査等委員会設置会社については、監査等委員）銀行の取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験			
三	銀行の監査委員 銀行の執行役及び取締役（会計参与設置会社にあっては、執行役、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験			
二	監査役となることができない。			
一	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者			
二	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者			
三	銀行の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十二条第一項第三号（取締役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）及び第四百一条第四項（執行役の選任等）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「銀行法、この法律」とする。			
四	会社法第三百三十三条第二項（監査役の資格等）（同法第三百三十五条第一項（監査役の資格等）において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項（取締役の任期）（同法第三百三十四条第一項（会計参与の任期）において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項（ただし書（執行役の選任等）の規定は、銀行については、適用しない。			

(役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定の適用)

**第七条の三** 銀行の取締役及び執行役に対する会社法第四百二十九条第二項第一号ニ(役員等の第三者に対する損害賠償責任)の規定の適用については、同号ニ中「を含む」とあるのは、「並びに銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第一項の規定による閲覧に供する措置、同法第三十八条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに同法第五十五条の二の九第一項の規定による掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む」とする。

(営業所の設置等)

**第八条** 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む。)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めることにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めることにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為をするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めることにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国の法令に準拠して国外において銀行業を営む者その他の内閣府令で定める者との間で同項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

**第九条** 銀行は、自己の名義をもつて、他人に銀行業を営ませてはならない。

**第二章 業務**

(業務の範囲)



債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

第二項第十号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

第二項第十二号若しくは第十三号の「デリバティブ取引」又は同項第十六号若しくは第十七号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

**第十一條** 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十三条第一項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）

三 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

四 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前条第二項の規定により営む業務を除く。）であつて、内閣府令で定めるもの

**第十二条の二** 銀行は、前二条の規定により営む業務及び担保付社債信託法その他の法律により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。（預金者等に対する情報の提供等）

下この項において「預金等」という。）の受入（第十三条の四に規定する特定預金等の受入（預金者等に対する情報の提供等））に關し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項及び第十三条の四並びに他の法律に定められたもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

3 前項の規定（銀行がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。）は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 銀行持株会社グループ（銀行持株会社及びその子会社の集團をいう。以下この項、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十一の二第一項において同じ。）に属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）が当該銀行持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合（当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社（当該銀行持株会社グループの経営管理（第五十二条の二十一第四項に規定する経営管理をいう。）を行つるものに限る。次号において同じ。）が、内閣府令で定めるところにより、当該業務的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。）

二 銀行持株会社グループに属する二以上の会社（銀行を含む場合に限る。）が当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合（指定銀行業務紛争解決機関との契約締結義務等）

3 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当したこととなつたとき 第五十二条の八十一条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

2 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

3 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の六十一条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等のみなす。

2 府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第三号（定義）に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）を適用しない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当したこととなつたとき 第五十二条の八十一条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

2 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定銀行業務紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

3 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十二条の六十一条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等のみなす。

2 おいて同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えていて、「信用供与等限度額」という。）を超過して、内閣総理大臣が定める率を乗じて得た額（以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「信用供与等限度額」という。）を超えていて、「信用供与等限度額」という。）を超過して、内閣総理大臣が合併をし、共同新設分割（二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。第十六条の第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。）若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）との他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

2 銀行が子会社（内閣府令で定める会社を除く。）との他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等について、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政令が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

2 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

3 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行又は同一人に対する信用の供与等）

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

はその子会社等が第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

前各項に定めるもののはか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

一 契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

二 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

三 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

四 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他の当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の當む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項の場合並びに第三十七条第一項第二号(庄告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)

十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下の条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるもののに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。（以下同じ）。保険会社（保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者をいう。

第一項の「子金融機関等」とは、銀行が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をい

**第十三條の三** 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為（第十三條の四に規定する特定預金等）

**第十三条の四** 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで）（金融商品取引法の準用）

「金融商品取引業」とあるのは、「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは、「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三

二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の一第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役等に対する信用の供与）

**第十四条** 銀行の取締役又は執行役が当該銀行から受ける信用の供与については、その条件が

商品取引法第二条第九項（定義）に規定する保険会社、融資業者をいう。（以下同じ。）、保険会社（保険業法第二条二項（定義）に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行ふ者をいう。

がある預金又は定期預金等として内閣府令で定めるものを「預金」)の受入れを内容としてする契約をいう。以下同じ。)の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商」取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と

二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」として、同法第四十五条第二号に「第三十二二項の二」、第三十三条第一項の二に該当する。

「金融商品取引業」とあるのは、「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に

二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の一第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

当該銀行の信用の供与の通常の条件に照らして、当該銀行に不利益を与えるものであつてはならない。

銀行の取締役又は執行役が当該銀行から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項（競業及び利益相反取引の制限）の規定及び同法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する同法第二百五十六条第一項の規定による割合を定款で定めた場合には、その割合（上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その三分の二）以上に当たる多数」とする。

（経営の健全性の確保）

**第十四条の二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準の他の基準を定めることができる。**

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下のこの号、第三章及び第四章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

（休日及び営業時間）

**第十五条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。**

銀行の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

（臨時休業等）

**第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。**

2 前項の場合において、第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののか、内閣府令で定めるところにより、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、第一項の規定による公告及び前項の規定による閲覧に供する措置は、することを要しない。

4 第一項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、第一項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

## 第二章の一 子会社等

### （銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

## 一 銀行

### 二 長期信用銀行

二の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第五十二条の二十三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）。

三 金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行ふ業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第二号及び第十号口において「証券専門会社」という。）。

四 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第三号及び第十号口において「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

四 の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第十二条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条第四項第一号に掲げる行為

ロ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条第四項第三号に掲げる行為

五 保険会社

五の二 保険業法第二条第十八項（定義）に規定する少額短期保険業者（第十一号口並びに第五十二条の二十三第一項第四号の二及び第十号口において「少額短期保険業者」とい

六 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）  
第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。第十一号口において「兼営法」という。）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を専ら営むもの（同号口並びに第五十二条の二十三第一項第五号及び第十号口において「信託専門会社」という。）

七 銀行業を営む外国の会社  
八 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 保険業（保険法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行、その子会社（第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの）の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ 徒属業務

ロ 金融関連業務（当該銀行が証券専門会社、証券専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としない場合にあつては証券専門会社の業務を、当該銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該銀行が信託兼営銀行（兼當法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下この口及び第五十二条の二十三第一項第十号口において同じ。）信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。）にあつては信託専門会社の業務を除く。）

十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該銀行又はその子会



連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他の内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

13 第四項の規定は、銀行が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限り、当該各号に掲げる会社(子会社)としよる。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社(その業務により当該銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社とすることができる。

一 現に子会社としている第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としよるとする場合

二 現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の

14 外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第一項及び第二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。その基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)を除く。)について同じ。)を除く。

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)を除く。)において同じ。)を除く。

17 同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて共同新設合併及び転換に関する法律第五条第一項(認可)の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたときの設立された日

18 株会社(当該銀行が子会社としているものに限る。)並びに特例対象会社を除く。次項から第六項までにおいて同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条及び第六十五条第六号において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

19 前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて当該銀行が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行が引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261



ら業務の委託を受けた者の施設に立ち入りせし  
銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に  
関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検  
査させることができる。

（資産の国内保有）  
第二十九条 内閣総理大臣は、貢金者等の保護する  
らして必要があると認めるときは、第四条第一項の免許を取り消すことができる。

させ、若しくは承継する場合又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けに係る場合にあつては、当該一部の事業が行われている地域に限る。)における資金の回収並びに利用者

場合）の規定により同法第四百六十七条第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定（がされ）こときは、当該取

第二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十九回 田舎町の目撃者 金等の仕事の必要のため必要があると認めるときは、これを政令で定めるところにより、銀行に対し、その資産のうち政令で定めるものを国内において保有することを命ぜる

二、利便等が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないものであることを。

（註）執行行の決定がなされたとき（即ち當該執行行為がなされたとき）に、該執行行為は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び當該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告する。

第一項及び第二項の規定による検査に依り、前条第三項の規定は、第二項の規定による銀行の子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡其  
しくは譲受け  
(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)  
**第三十三条** 銀行を全部又は一部の当事者とするべ  
とができる。

三　前条の認可の申請をした銀行又は合併により設立される銀行が、合併等の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。  
(みなし免許)

の期間内に異議を述べる旨を官報に公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の期間は、一月を下つてはならない。

第一項の規定にかかわらず、銀行が、同項の規定による公告を官報のほか、第五十七条の

**第二十六条** 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な（業務の停止等）

併（当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律等三条（合併）の規定による合併に該当するもの

により設立される銀行業を営む会社は、當該設立の時に、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつ  
る公告方法によりするときは、同項の各別の催  
告は、することを要しない。

運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

3 2 を除く。以下この章において「合併」という。は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

銀行を当事者とする会社分割は、政令で定まるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第三十三条** 銀行が合併の決議をした場合においては、預金者等その他政令で定める債権者に対する会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第一項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

たときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けについて承認したものとみなす。債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を當む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

めることを含む。)であつて、銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、内閣府令・財務省令で定める銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。

(免許の取消し等)

4 銀行が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫等の法人をもつて組織する連合会を含む（以下この章において「信用金庫等」という。）から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十六条（事業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

七百九十九条第一項又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による催告は、することを要しない。

会社法第七百五十九条第二項及び第三項（株式会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十二条第二項及び第三項（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四条第二項及び三項（株式会社を設立する新設分割の効力の發

三十五条 銀行を当事者とする事業の一部の譲渡又は譲受けについて株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該事業の一部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を官報に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知っている債権者に

若しくは法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行に対し、その業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第四条第一項の免許を取り消すことができる。

**第三十一条** 内閣総理大臣は、前条の認可の申請を受けたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 前条の規定による合併、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（以下このにおいて「合併等」という。）が、当該合併等の当事者である銀行等（銀行及び長期信用銀行をいう。第五十五条の六十二を除き以下同じ。）又は信用金庫等が業務を行つてゐる地域（会社分割により事業の一部を承継

(持分会社を設立する新設分割の効力の発生等の規定は、前項の規定により催告をすることを要しないものとされる預金者等その他政令で定める債権者には、適用しない。

(事業の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

**第三十四条** 銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについて株主総会の決議(会社法第四百六十八条(事業譲渡等の承認を要しない)の

は、各別にこれを催告しなければならない。  
前項の期間は、一月を下つてはならない。  
前条第三項から第五項までの規定は、第一項  
の規定によりされた公告及び催告に係る債権者  
の異議について準用する。  
(会社分割又は事業の譲渡の公告等)  
**三十六条** 銀行は、会社分割により事業の全部  
若しくは一部を承継させ、又は事業の全部若し  
くは一部を譲渡したときは、遅滞なくその旨を  
公告しなければならない。





第三節 特別清算の手続に関する特則 並びに  
第九百三十八条第一項から第五項まで（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、  
その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国銀行支店の財産についての清算について適用する。

第四条第一項の免許を受けた外国銀行については、会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）の規定は、適用しない。

第五章 外国銀行支店に対する会社法第八百二十二条第一項（日本にある外国会社の財産についての清算）の規定の適用については、同項中「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とあるのは、「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とする。

（外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等）

第五十二条 外国銀行（外国銀行が外国銀行支店を設けている場合は、当該外国銀行支店。以下この条において同じ。）は、次に掲げる業務を行ふため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行の業務に関する情報の収集又は提供

二 その他銀行の業務に関連を有する業務

3 2 内閣総理大臣は、公益上必要があると認めるときは、外国銀行に對し、前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

3 1 外国銀行は、その設置した第一項の施設を廢止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（外国銀行代理業務に係る認可等）

第五十二条の二 銀行は、第十一条第二項第八号の二に掲げる業務（次条第二号から第四号までを除き、以下「外国銀行代理業務」という。）を営もうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行

属外国銀行」という。ことに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

前項の規定にかかるわらず、銀行は、外国銀行グレープ（外国銀行及びその子会社である外國銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。）ごとに、認可を受けて当該外国銀行グレープに属する外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務を営むことができる。

第一項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

（外国銀行の免許に関する特例）

**第五十二条の一の一** 次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める業務（第十一条第一項第一号又は第三号に掲げる業務に限る。）について、第四条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

一 銀行が、前条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の当該外国銀行代理業務に係る業務

二 長期信用銀行が、長期信用銀行法第六条の三第一項若しくは第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

三 信用金庫連合会が、信用金庫法第五十四条の二第二項（外国銀行代理業務に係る認可等）の規定による届出をして外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。）を営んでいる場合、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行（同条第一項に規定する所属外国銀行をいう。）の当該外国銀行代理業務に係る業務

四 農林中央金庫が、農林中央金庫法第五十九条の四第二項（外国銀行代理業務に係る認可

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例)  
**第五十二条の二の三** 銀行が、第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金(出资の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九百九十五号)第二条第二項(預り金の禁止)に規定する預り金をいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項の規定は、適用しない。

(貸金業法の特例)  
**第五十二条の二の四** 銀行が、第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業として行う貸付け(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項(定義)に規定する貸付けをいう。)であつて当該外国銀行代理業務に係るものについては、同法第二条第一項に規定する貸金業に該当しないものとみなす。

(外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用)

**第五十二条の二の五** 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)並びに第三十四条の三第五項及び第六項(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)を除く。)(特定投資家、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等)、第三十七条第一項第二号(広告等の規制)、第三十七条の二(取引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第

するとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行ふとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。)の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金五に規定する外国銀行代理銀行をいう。」の所属外国銀行(同法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。)と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「有価証券又はデリバティブルバティブル取引(以下この条において「有価証券等」という。)とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客(信託会社等(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同項第三号中「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため」とあるのは「原因となるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項の書面の交付に

## （所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧）

**第五十二条の二の六** 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外国銀行及びその所属外国銀行を子会社とする持株会社で外国の法令に準拠して設立された会社（以下この項において「外国銀行持株会社」という。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。）を、当該所属外国銀行のために外国銀行代理業務を営む国内のすべての営業所（無人の営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縱覽に供しなければならない。

前項に規定する書面が電磁的記録をもつて作成されているときは、外国銀行代理業務を営むすべての営業所において、当該書面の内容であつて、

- 一 資本金又は出資の額を変更したとき。

二 商号又は本店の所在地を変更したとき。

三 合併をし、会社分割により事業を継続させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け（当該外国銀行支店のみに係るものを除く。）をしたとき。

四 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をしたとき。

五 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消されたとき。

六 破産手続開始の決定があつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

八 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところによつて

第七章の三

**第五十二条の二の十一** 一の銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人（第五十二条の九において「国等」という。）を除く。以下この章及び第九章において「銀行議決権大量保有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、銀行議決権大量保有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。）以内（保有する議決権の数に増加がない場合その他）の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書（以下この章において「銀行議決権保有届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

- (銀行等の議決権保有に係る届出書の提出)  
**第五十二条の二の十一** 一の銀行の総株主の議決権の百分の五を超える議決権又は一の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第五十二条の九において「国等」という。)を除く。以下この章及び第九章において「銀行議決権大量保有者」という。)は、内閣府令で定めることにより、銀行議決権大量保有者となつた日から五日(日曜日その他他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。)以内(保有する議決権の数に増加がない場合その他他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「銀行議決権保有届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

(外国銀行代理業務の健全化措置)  
**第五十二条の二の七** 外國銀行代理銀行は、内府令で定めるところにより、その所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する事項の顧客へ説明その他の当該外国銀行代理銀行が営む銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。  
(所属外国銀行に関する資料の提出等)

る情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものと/orすることができる。この場合においては、同項に規定する書面を、同項の規定により備え置き、公衆の総覽に供したものとみなす。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

**第五十二条の二の七** 外国銀行代理銀行は、内閣府令で定めるところにより、その所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する事項の顧客への説明その他の当該外国銀行代理銀行が當む外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(所属外国銀行に関する資料の提出等)

**第五十二条の二の八** 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所属外国銀行(当該所属外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

- り、その届出をした内容を公告するとともに  
一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国  
銀行に係る外国銀行代理業務を當む当該外国銀  
行代理銀行の全ての営業所の公衆の目につきま  
すい場所に掲示しなければならない。

前項の場合において、第四十九条の二第一項  
の規定により公告方法として同項第一号に掲げ  
る方法を定め、又は第五十七条の規定により公  
告方法として同条第一号に掲げる方法を定めて  
いる外国銀行代理銀行は、前項の規定によるも  
ののほか、内閣府令で定めるところにより、同  
項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気  
通信回線に接続して行う自動公衆送信により公  
衆の閲覧に供しなければならない。

(準用)

---

Digitized by srujanika@gmail.com

り、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を當む当該外国銀行代理銀行の全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

前項の場合において、第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げられる方法を定め、又は第五十七条の規定により公告方法として同様第一号に掲げる方法を定めている外国銀行代理銀行は、前項の規定によるもののはか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

(準用)

- 一 議決権保有割合（銀行議決権大量保有者の  
保有する当該銀行議決権大量保有者がその総  
株主の議決権の百分の五を超える議決権の保  
有者である銀行又は銀行持株会社の議決権の  
数を、当該銀行又は当該銀行持株会社の総株  
主の議決権で除して得た割合をいう。以下こ  
の章において同じ。）に関する事項、取得資  
金に関する事項、保有の目的その他の銀行又  
は銀行持株会社の議決権の保有に関する重要  
な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金の  
額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏  
名

四 事業を行つてゐるときは、営業所の名称及  
び所在地並びにその事業の種類

第二条第十一項の規定は、前項の場合におい  
て銀行議決権大量保有者が保有する議決権につ  
いて準用する。

（銀行議決権保有届出書に関する変更報告書の

店に限る。)が営む外国銀行代理業務に係る所  
属外国銀行(当該外国銀行支店に係る外国銀行  
に限る。)を除く。)が次の各号のいずれかに該  
当するときは、内閣府令で定めるところによ  
り、その旨を内閣総理大臣に届け出なければな  
らない。

て、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所屬銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第五十二条の二の八** 内閣総理大臣は、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行代理銀行に対し、その所属外国銀行（当該所属外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。）の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。  
**第五十二条の二の九** 所属外国銀行に関する届出等

- (準用) 第五十二条の二の十 第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十五条の四十五(第四号を除く。)まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理業務について

て、それぞれ準用する。この場合において、第五十二条の四十五第五号中「所屬銀行の業務」とあるのは、「外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

権又は「の銀行持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える議決権の保有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合(議決権保有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。)には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内(保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、当該変更に係る報告書(以下この条及び次条において「変更報告書」という。)を内閣総理大臣にて提出しなければならない。ただし、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

議決権保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の議決権を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

銀行議決権保有届出書又は変更報告書(以下のこの節において「提出書類」という。)を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出とともに内閣総理大臣に提出しなければならない。

提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行議決権大量保有者が保有する議決権について準用する。

(銀行議決権保有届出書等に関する特例)

である銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することを保有の目的としないもの（議決権保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象議決権」という。）に係る銀行議決権保有届出書は、第五十二条の二の十一第一項の規定にかわらず、議決権保有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該議決権の保有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものとし、内閣府令で定めるとところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 特例対象議決権に係る変更報告書（当該議決権が特例対象議決権以外の議決権になる場合の変更に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるとところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の銀行議決権保有届出書に係る基準日の後の基準日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該銀行議決権保有届出書に係る基準日の属する月の後の月の末日において議決権保有割合が大幅に増加し又は減少した場合とし、内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該月末の属する月の翌月十五日

三 變更報告書に係る基準日の後の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

三 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

四 第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行議決権大量保有者が保有する特例対象議決権について準用する。

## (訂正報告書の提出命令)

**第五十二条の五** 内閣総理大臣は、第五十二条の二の十一第一項、第五十二条の三第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第十五条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

**第五十二条の六** 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（銀行議決権大量保有者による報告又は資料の提出）

**第五十二条の七** 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を出した銀行議決権大量保有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。（銀行議決権大量保有者に対する立入検査）

**第五十二条の八** 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を出した銀行議決権大量保有者の事務所その他の施設に立ち入りらせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第二節 銀行

せ、又は当該銀行議決権大量保有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第二節 銀行主要株主に係る特例**

**(銀行主要株主に係る認可等)**

**第五十二条の九** 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社にならうとする会社、同項に規定する及び銀行を子会社としようとする銀行持株会社を除く。)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該議決権の保有者になろうとする者による銀行の議決権の取得(担保権の実行による株式の取得その他内の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該議決権の保有者になろうとする者がそぞる銀行の議決権の保有権を保有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

前各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者(国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の事業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、予定期日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を



出なければならない。当該措置によることなく銀行を子会社とする株会社でなくなつたときも、同様とする。

内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする株会社になつた会社若しくは銀行を子会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする株会社である会社に対し、銀行を子会社とする株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

**第五十二条の十八** 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この条において「申請者等」という。）及びその子会社（子会社となる会社を含む。次号において同じ。）の収支の見込みが良好であること。

二 申請者等及びその子会社が保有する資産等に照らしこれらの者の自己資本の充実の状況が適当であること。

三 申請者等が、その人構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる銀行の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

四 銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行わなければならぬ。

五 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グルーブの経営管理（当該銀行持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。）及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

六 取締役会

七 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等

八 会計監査人

**第五十二条の十九** 銀行持株会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行持株会の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを認可しなければならない。

九 次に掲げる者は、銀行持株会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

**第五十二条の二十** 第五十二条の十六の規定は、銀行持株会社は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

一 会社法第三百三十四条第一項（会計参与の任期）において準用する場合を含む）、第三百三十六条第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項（銀行主要株主に係る規定の準用）の規定は、銀行持株会社については、適用しない。

二 銀行持株会社は、前項に規定する内閣府令において準用する場合を含む）、第三百三十六条第二項（監査役の任期）及び第四百二条第五項（銀行主要株主に係る規定の準用）の規定は、銀行持株会社については、適用しない。

**第五十二条の二十一** 第五十二条の二十一の規定は、銀行持株会社（他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行わなければならぬ。

二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グルーブの経営管理（当該銀行持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。）及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

三 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

四 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 銀行持株会社グルーブの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めたものの策定及びその適正な実施の確保

二 銀行持株会社グルーブに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 銀行持株会社グルーブの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、銀行持株会社に資するものとして内閣府令で定めるもの

**第五十二条の二十二** 第五十二条の二十二の規定は、銀行持株会社の子会社（内閣府令で定める会社を除く。）その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいふ。以下この条において同じ。）の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

二 銀行持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

**第五十二条の二十一の三** 銀行持株会社は、その子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行持株会社の子会社である銀行、当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行持株会社の親金融機関等が行う業務（銀行業、銀行代理業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

三 前項の「親金融機関等」とは、銀行持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

四 第一項の「子金融機関等」とは、銀行持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行（当該銀行持株会社の子会社である銀行を除く。）、金融商品取引業者、保険会社その他政令で定める金融業を行う者をいう。

五 第一項の場合において、銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行持株会社の信用の供与等の額とみなす。

六 いかなる方法をもつてするかを問わず、銀行持株会社又はその子会社等が第一項本文の規定の供与等の額とみなす。

七 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、銀行持株会社又はその子会社等が第一項本文の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、銀行持株会社又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、同項本文の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の純合計額及び銀行持株会社に係る信用供与等限度額の計算方法その他の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)  
第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社と/orではない。

一 長期信用銀行  
二 資金移動専門会社

三 証券専門会社

四 保険会社

五 信託専門会社

六 銀行業を営む外国の会社

七 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 保険業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行持株会社、その子会社（銀行並びに第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに該当するものを除く。）

十一 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるものに限る。）

ロ 金融関連業務（当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む会社のいれをも子会社としている場合にあっては、当該銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者を営む会社のいれをも子会社としていない場合にあっては第十六条の二第二項第三号に規定する証券専門関連業務を當該銀行持株会社が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む会社のいれをも子会社としていない場合にあっては同項第四号に規定する保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む会社のいれをも子会社としている場合にあっては同項第五号に規定する信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

三の二 第十六条の二第一項第四号の二に掲げる会社

四の二 少額短期保険業者

五の二 第十六条の二第一項第四号の二に掲げる会社

二の二 証券仲介専門会社

二の二 資金移動専門会社

二の二 証券専門会社

二の二 保険会社

十二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十二条の二十四第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）を超える議決権を保有していないものに限る。）

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十四 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

十五 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社によることを予定している会社を含む。）

十六 子会社対象会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十七 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社（第一項第十四号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。

十八 銀行持株会社は、次に掲げる会社に該当する場合には、前項の承認をするものとする。一 銀行持株会社が現に子会社としている子会社以外の外国の会社（第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社にあっては、当該銀行持株会社が現に子会社としている子会社の競争力（外国特定金融関連業務会社における競争力に限る。同号

その子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社に該当する場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた会社が当該事由（当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社）に該当する事由を除く。）

一 当該銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社に対象外国会社（第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社（同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）、持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第五十二条の二第十四号において「特例持株会社」という。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社とする場合を除く。）

三 銀行持株会社は、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

四 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

五 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

六 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

七 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

八 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

九 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十一 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十二 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十三 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十四 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十五 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十六 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十七 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十八 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

十九 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十一 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十二 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十三 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十四 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十五 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十六 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十七 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

二十八 銀行持株会社は、第十九号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社（同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の生じた日から一年を絏過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。





2 中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録をもつて作成することができ  
る。

3 銀行持株会社は、内閣府令で定めるところに  
より、その中間事業年度経過後三月以内に中間  
連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月  
以内に連結貸借対照表等を公告しなければなら  
ない。ただし、やむを得ない理由により当該三  
月以内にこれらの書類の公告をすることができ  
ない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、  
当該公告を延期することができる。

4 前項の規定にかかるわらず、その公告方法が第  
五十七条第一号に掲げる方法である銀行持株会  
社は、内閣府令で定めるところにより、中間連  
絡貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を  
公告することで足りる。この場合においては、  
同項ただし書の規定を準用する。

5 前項に規定する銀行持株会社は、内閣府令で  
定めるところにより、その中間事業年度経過後  
三月以内に中間連結貸借対照表等を、その事業  
年度経過後三月以内に連結貸借対照表等によ  
る情報を、五年間継続して電磁的方法によ  
り特定多数の者が提供を受けることができる  
状態に置く措置をとることができる。この場合  
においては、第三項の規定による公告をしたも  
のとみなす。

6 金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券  
報告書の提出）の規定により有価証券報告書を  
内閣総理大臣に提出しなければならない銀行持  
株会社については、前各項の規定は、適用しな  
い。（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に  
関する説明書類の縦覧等）

#### 第五十二条の二十九 銀行持株会社は、事業年度

ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の

業務及び財産の状況に関する事項として内閣府

令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子

会社等につき連結して記載した当該事業年度の

中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度

に係る説明書類を作成し、当該銀行持株会社の

子会社である銀行の営業所（無人の営業所その

他の内閣府令で定める営業所を除く。第三項に

おいて同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供し

なければならない。前条第一項の規定により作  
成した書類についても、同様とする。

2 前項前段に規定する中間事業年度に係る説  
明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後  
段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成さ  
れているときは、銀行持株会社の子会社である

銀行の営業所において、当該電磁的記録に記録

された情報を電磁的方法により不特定多数の者

が提供を受けることができる状態に置く措置と  
して内閣府令で定めるものをとることができ  
る。この場合においては、同項前段に規定する

中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係  
る説明書類又は同項後段に規定する書類を同項  
の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したも  
のとみなす。

4 前項に定めるものほか、第一項前段の當  
該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び  
当該事業年度に係る説明書類又は同項後段の書  
類を公衆の縦覧に供する期間その他これららの規  
定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定め  
る。

5 銀行持株会社は、前各項に規定する事項のほ  
か、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預  
金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその  
子会社等の業務及び財産の状況を知るために参  
考となるべき事項の開示に努めなければならな  
い。

（銀行持株会社の事業報告等の記載事項等）

#### 第五十二条の三十 銀行持株会社が会社法第四百 三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）

の規定により作成する銀行持株会社の事業報告

及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、内  
閣府令で定める。

#### 第四款 監督

##### （銀行持株会社による報告又は資料の提出）

（銀行持株会社等による報告又は資料の提出）

（銀行持株会社の事業報告等の記載事項等）

（銀行持株会社による報告又は資料の提出）

（銀行持株会社の事業報告等の記載事項等）





理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

**第五十二条の五十一** 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の事業年度ごとに、当該所属銀行が第二十一条第一項及び第二項並びに第二十一条第二項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のための銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されるときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものとどることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

前二項に定めるものほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

#### 第四節 監督

(廃業等の届出)

**第五十二条の五十二** 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行代理業を廃止したとき、又は会社分割により銀行代理業の全部の譲渡をしたとき、若しくは銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人

二 銀行代理業者である個人が死亡したときその相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人及び第五十二条の六十九の二第一項において同一の規定による法律第十二条(登録)の登録(預金等媒介業務(同法第十一条第二項(定義)に規定する預金等媒介業務をいう。以下この号及び第五十二条の六十九の二第一項において同一の規定による法律第十二条(登録)の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けたとき) 又は同法第十六条第一項(変更登録等)の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限り受けたとき) 受けたとき) 当該登録又は変更登録を受けた者

(銀行代理業者による報告又は資料の提出)

**第五十二条の五十三** 内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行代理業者に対する立入検査)

**第五十二条の五十四** 内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行代理業者に対する監督)

**第五十二条の五十五** 内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

二 銀行代理業再委託者(銀行代理業を再委託する銀行代理業者)は、銀行代理業再委託者(銀行代理業を再委託する銀行代理業者)の業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

三 第二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(業務改善命令等)

**第五十二条の五十六** 内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者(以下同じ。)は、當該各号に定める事項を除く。内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

一 銀行代理業の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対する監督

(銀行代理業者に対する監督上の処分)

**第五十二条の五十七** 内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事項を除く。内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

一 銀行代理業の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対する監督

(銀行代理業者に対する監督上の処分)

**第五十二条の五十八** 所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に關し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

**第五十二条の五十九** 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

(適用除外)

行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。

三 第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

六 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対する許可の失効

(銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。)

一 第五十二条の五十二各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 所属銀行がなくなつたとき。

三 当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く。)

(第五節 所属銀行等)

**第五十二条の六十** 所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に關する原簿を、当該所属銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。)に備え置かなければならぬ。

二 預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を請求することができる。

(銀行代理業者の原簿)

**第五十二条の六十一** 所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に關する原簿を、当該所属銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。)に備え置かなければならぬ。

二 預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を請求することができる。

(第六節 雜則)

**第五十二条の六十二** 第五十二条の三十六第一項の規定にかかるわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行う者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条(登録)の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者を除く。)は、銀行代理業を営む

がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

(第五十二条の六十三)

當該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀

銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六、第二項及び第三項、第五十二条の三十九（銀行が銀行代理業を営む場合においては、第一項を除く。）から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項の規定並びにこれらに規定する第九章及び第十章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。（登録の申請）

## 第七章の五 電子決済等取扱業

### 第一節 通則

**(登録)** 第五十二条の六十の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第五十二条の三十六第一項の規定にかかるわらず、電子決済等取扱業を営むことができる。（登録の申請）

第五十二条の六十の四 前条の登録を受けようとする者は、第五十二条の六十の六において「登録申請者」という。は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地

四 役員（外国電子決済等取扱業者があつては、外國の法令上これと同様に取り扱われる者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十の六第一項第九号、第五十二条の六十九号と同一の商号又は他の電子決済等取扱業者と認証されるおそれのある商号を用いようとする法人の氏名）

六 電子決済等取扱業の業務の内容及び方法  
七 その他内閣府令で定める事項

八 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十二条の六十の六第一項各号（第四号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 登款及び登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）

三 その他内閣府令で定める書類

### （登録の実施）

第五十二条の六十の五 内閣総理大臣は、第五十条の三の登録の申請があつたときは、

二 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

三 内閣総理大臣は、電子決済等取扱業登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

### （登録の拒否）

第五十二条の六十の六 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国電子決済等取扱業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの  
二 外国電子決済等取扱業者があつては、日本における代表者（国内に住所を有するものに限る。）を定めていない法人  
三 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するため必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人  
四 電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

イ 第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条の四第一項（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）の登録の取消し

ロ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項の許可の取消し

ル 信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第八十五条の三による同法第九十二条の二第一項の許可の取消し

ハ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十八条第一項（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条の五百六第一項の規定による同法第六条の三百第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

ニ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第六条の四の二第一項（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の五百六第一項の規定による同法第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の許可の取消し

ホ 信用金庫法第八十九条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五百六第一項の規定による同法第八十五条の二第一項（許可）の許可の取消し

ト 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十九条の三第一項（長期信用銀行代理業の許可）の許可の取消し

ナ 長期信用銀行法第十七条（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の許可の取消し

ト 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十九条の三第一項（長期信用銀行代理業の許可）の許可の取消し

ハ 農林中央金庫法第八十九条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十五条の二第一項（許可）の許可の取消し

チ 農林中央金庫法第九十五条の四第一項（許可）の許可の取消し

リ 第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条の二第一項（許可）の許可の取消し

ヌ 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項（信用協同組合電子決済等取扱業等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十の二第一項（許可）の許可の取消し

ヌ 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項（信用協同組合電子決済等取扱業等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十の二第一項（許可）の許可の取消し



準するものとして内閣府令で定める措置をとる。) 及び紛争解決手続(顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第一条第三号(定義)に規定する認証紛争解決手続をいう。)により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。)

3 電子決済等取扱業者は、前項の規定により手続実施基準契約を締結する措置を講じた場合は、当該手続実施基準契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める期間においては、適用しない。

内閣府令で定める行為  
(金融商品取引法の準用)

二 一　顧客に対し、虚偽のことを告げる行為  
三 二　顧客に対し、不確実な事項について断定的  
判断を提供し、又は確実であると誤認させる  
おそれのあることを告げる行為

他の金銭の支払をした場合において、とくに金融商品取引契約の解除までの期間間に相当する手数料報酬その他の当該金融商品取引契約に関する「対価」として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とどのは、「支払」と、「又は違約金の支払を」と等の項第四

号」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過ぐる」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を去」と、「締結した」とあるのは「行つたの」「金融商品取引契約を締結する」とあるの「特定預金等契約の締結の媒介を行ふ」と、法第三百四条の二第一項中「又は締結」ところは「又は其の二第一項中「又は第三百三十九条

あるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に特  
別し」と、同条第四項中「第一項の規定」と  
あるのは「顧客からの申出」と「顧客」とある  
のは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項  
第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻  
價格があらかじめ定められてゐる買戻条件付付  
りの他の政令で定める取引を除く。）又はデジ  
タルデータ取引（以下この条において「有価証  
券買戻又は取引」といふ。）」について、「有価証  
券買戻又は取引」といふ。

二 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認められたとき、又は同号の一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

一項第六号及び第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行つてゐる場合の

三 第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当したこととなつたとき 第五十二条の六二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間（電子決済等取扱業に係る禁止行為）

第五十二条の六十の十六 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業に関して、次に掲げる行為（特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務に關しては、第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一項第六号及び第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項第六項及び第七項（損失補填等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雜則）の規定は、特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、司法第三十四条中「顧客を相手方と



する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会の会員と認認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(顧客の保護に資する情報の提供)

**第五十二条の六十の二十八** 認定電子決済等取扱事業者協会は、第五十二条の六十の三十五の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等取扱業の顧客の保護に資する情報について、電子決済等取扱業の顧客に提供できるようしなければならない。

(顧客からの苦情に関する対応)

**第五十二条の六十の二十九** 認定電子決済等取扱事業者協会は、電子決済等取扱業の顧客から会員の営む電子決済等取扱業に関する苦情について解消の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならぬ。

認定電子決済等取扱事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるとときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

会員は、認定電子決済等取扱事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

認定電子決済等取扱事業者協会への報告等)

**第五十二条の六十の三十** 会員は、電子決済等取扱業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他の電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めたものを取得したときは、これを認定電子決済等取扱事業者協会に報告しなければならない。

認定電子決済等取扱事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

**第五十二条の六十の三十一**

認定電子決済等取扱

は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

その職務に關して知り得た情報を、認定業務（当該認定電子決済等取扱事業者協会が信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）に規定する業務に從事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

**第五十二条の六十の三十二** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号（定款の記載又は記録事項）に掲げる事項及び第五十二条の六十九の二に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等取扱事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は第五十二条の六十九の二十六第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

**第五十二条の六十の三十三** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その業務若しくは財産に關して質問させ、その業務若しくは財産の状況に關して質問させ、そなうことができる。

一 電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したとき。

二 当該電子決済等取扱業者について破産手続開始の申立て等（破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。）が行われたとき。

前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等取扱事業者協会に対する監督命令等)

**第五十二条の六十の三十四**

内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認める

ときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供)

**第五十二条の六十の三十五** 内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等取扱業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

**第五十二条の六十の三十六** 電子決済等取扱業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したとき。

二 当該電子決済等取扱業者について破産手続開始の申立て等（破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。）が行われたとき。

前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(認定電子決済等取扱事業者協会に対する監督命令等)

**第五十二条の六十の三十四**

内閣総理大臣は、認定業務の運営に關し改善が必要であると認める

ときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該事業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済等取扱業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

電子決済等取扱業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

電子決済等取扱業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割を行った場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済等取扱業に關し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に關し管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。

会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、電子決済等取扱業者（外国電子決済等取扱業者を除く。）が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十四条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

登録の取消しに伴う債務の履行の完了等）

**第五十二条の六十の三十七** 電子決済等取扱業者について、第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の規定は、外國電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

登録が取り消されたとき（電子決済等取扱業の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該電子決済等取扱業者であつた者は、そ



二  
会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による（一）から（九）までの業務と同種類の業務の廃止の命令この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　外国人であつて日本における代表者を定めていない者

ロ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1)　心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4)　法人が前号ハ（一）から（九）までに掲げる处分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しない者

(5)　法人が前号ニ（一）から（十）までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

(6)　前号ハからホまでのいずれかに該当する者

三　個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者  
ロ　心身の故障により電子決済等代行業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ハ　前号ロ(2)から(5)までのいずれかに該当する者

内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

**第五十二条の六十一の六**　電子決済等代行業者が、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

3　電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

**第五十二条の六十一の七**　電子決済等代行業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の承継させたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき、その電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二　電子決済等代行業者である個人が死亡したとき、その相続人

三　電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

五 電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

2 電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

**(第二節 業務)**

**(利用者に対する説明等)**

**第五十二条の六十一の八** 電子決済等代行業者は、第二条第二十二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行ふときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 電子決済等代行業者の権限に関する事項

三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

四 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

五 その他内閣府令で定める事項

2 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に關し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(電子決済等代行業者の誠実義務)

**第五十二条の六十一の九** 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(銀行との契約締結義務等)

**第五十二条の六十一の十** 電子決済等代行業者は、第二条第二十二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営むなければならない。

一 電子決済等代行業の業務（当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。）に関する、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項

二 当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関する取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項

三 その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方針により公表しなければならない。

（銀行による基準の作成等）

**第五十二条の六十一の十一** 銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方針により公表しなければならない。

前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行るべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業者に対し、不當に差別的な取扱いを行つてはならない。

3

（電子決済等代行業に関する報告書）

**第五十二条の六十一の十三** 電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

(報告又は資料の提出)

**第五十二条の六十一の十四** 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

**2** 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

**3** 電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関する質問若しくは検査に必要な事項に関して取引する者又は電子決済等代行業から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。  
(立入検査)

**第五十二条の六十一の十五** 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は当該電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

**2** 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該職員に当該電子決済等代行業の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**3** 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者(その者から委託(二)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該電子決済等代行業の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

**4** 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**5** 前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に關して取引する者又は電子決済等代行業の業務から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

**第五十二条の六十一の十六** 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとときは、当該電子決済等代行業者(業務改善命令)

**第五十二条の六十一の十七** 内閣総理大臣は、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

**一** 電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の登録を受けたとき。  
**二** この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

**三** この法律に基づく内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の登録を取り消すことができる。

**4** 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

**(登録の抹消)**  
**第五十二条の六十一の十八** 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。  
一 前条第一項又は第二項の規定により第五十条の二の登録を取り消したとき。  
二 内閣総理大臣は、前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**二** 第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録がその効力を失ったとき。

**第四節 認定電子決済等代行業者協会の認定**

**第五十二条の六十一の十九** 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務(以下この節において「認定業務」という。)を行う者として認定することができる。

**一** 電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。  
**二** 電子決済等代行業者を社員(以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。)に含む旨の定款の定めがあること。  
**三** 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

**四** 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。  
(認定電子決済等代行業者協会の業務)

**第五十二条の六十一の二十** 認定電子決済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

**一** 会員が電子決済等代行業を當むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務。

**二** 会員の當む電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務。

**三** 会員の當む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のための必要な規則の制定。

**四** 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分又は前号の規則の遵守の状況の調査。

**五** 電子決済等代行業の利用者の利益を保護するため必要な情報の収集、整理及び提供。

**六** 会員の営む電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理。

**七** 電子決済等代行業の利用者に対する広報。

**八** 前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行业的健全な発展及び電子決済等代行业的利用者の保護に資する業務。

**(会員名簿の縦覧等)**

**第五十二条の六十一の二十一** 認定電子決済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

**2** 認定電子決済等代行業者協会でない者(信用金庫法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務))に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。)は、その名称中に、認定電子決済等代行業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

**3** 認定電子決済等代行業者協会の会員でない者(信用金庫法第八十五条の十(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の業務))に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

**4** 認定電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業の利用者に提供できるようになければならない。

**5** 認定電子決済等代行業者協会は、第五十二条の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業の利用者に提供できるようになければならない。

**6** 行事業者協会は、電子決済等代行業の利用者から会員の當む電子決済等代行業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるべきである。

**7** 認定電子決済等代行業者協会は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

**8** 認定電子決済等代行業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。



ことについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

#### (指定の申請)

第五十二条の六十三 前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

#### 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

#### 二 商号又は名称

#### 三 主たる営業所又は事務所その他の紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

#### 四 役員の氏名又は商号若しくは名称

#### 五 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

#### 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

#### 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）

#### 三 組織に関する事項を記載した書類

#### 四 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等業務を行うために必要な経理的な基礎を有するものを明らかにする書類

#### 五 前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

#### (秘密保持義務等)

第五十二条の六十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第五十二条の七十三第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次項、次項、次項、次項、次項）

第二項並びに第五十二条の六十七第一項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、紛争解決等業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第二節 業務

#### (指定紛争解決機関の業務)

第五十二条の六十五 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行ふものとする。

#### 2 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）

は、当事者である加入銀行業関係業者（手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行ふことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。）若しくはその顧客（以下この章において単に「当事者」という。）又は当事者以外の者の手続実施基本契約その他の契約で定めるところにより、紛争解決等業務を行ふことに関し、負担金又は料金その他の報酬を受けることができる。

#### 3 指定紛争解決手続の業務の委託

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）者は、顧客からの申立てに基づき紛争解決手続を開始した場合において、加入銀行業関係業者にこれら手続に応じるよう求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

#### 4 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續又は紛争解決手續において、加入銀行業関係業者に対する報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

#### 5 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、紛争解決委員は、紛争解決手続において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

#### 6 指定紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

#### 7 加入銀行業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

#### 七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する事項

#### 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

の事項を内容とするものでなければならない。

#### 一 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の顧客からの銀行業務等関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手続又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續を開始し、又は加入銀行業関係業者にこれら手續に応じるよう求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續又は紛争解決手續において、加入銀行業関係業者に対する報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、紛争解決委員は、紛争解決手續において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

五 指定紛争解決委員は、紛争解決手續において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、当事者の意向、当事者の手續進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入銀行業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手続が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

#### 八 前二号に規定する場合のほか、加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟に關し、当該訴訟の程度その他の事項の報告を求められた場合には、当該事項を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

#### 九 加入銀行業関係業者は、第六号若しくは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくなつた場合又はその訴訟について裁判が確定した場合には、その旨及びその内容を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

一 指定紛争解決機関は、苦情処理手續の申立てに基づき苦情処理手續又は紛争解決手続を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續を開始し、又は加入銀行業関係業者にこれら手續に応じるよう求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續又は紛争解決手續において、加入銀行業関係業者に対する報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、紛争解決委員は、紛争解決手續において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

五 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、当事者の意向、当事者の手續進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入銀行業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手續が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

#### 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

の事項を内容とするものでなければならない。

#### 一 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の顧客からの銀行業務等関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手續又は紛争解決手續を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續を開始し、又は加入銀行業関係業者にこれら手續に応じるよう求めことができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續又は紛争解決手續において、加入銀行業関係業者に対する報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、紛争解決委員は、紛争解決手續において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

五 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、当事者の意向、当事者の手續進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入銀行業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手續が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

#### 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

の事項を内容とするものでなければならない。

#### 一 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の顧客からの銀行業務等関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手續又は紛争解決手續を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續を開始し、又は加入銀行業関係業者にこれら手續に応じるよう求めことができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續又は紛争解決手續において、加入銀行業関係業者に対する報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、紛争解決委員は、紛争解決手續において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

五 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、当事者の意向、当事者の手續進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入銀行業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手續が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

#### 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

の事項を内容とするものでなければならない。

#### 一 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の顧客からの銀行業務等関連苦情の解決の申立て又は当事者からの紛争解決手続の申立てに基づき苦情処理手續又は紛争解決手續を開始すること。

二 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續を開始し、又は加入銀行業関係業者にこれら手續に応じるよう求めことができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

三 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續又は紛争解決手續において、加入銀行業関係業者に対する報告又は帳簿書類その他物件の提出を求めることができ、当該加入銀行業関係業者は、その求めがあつたときは、正当な理由なくこれを拒んではならないこと。

四 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、紛争解決委員は、紛争解決手續において、銀行業務等関連紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に對し、その受諾を勧告することができる。

五 指定紛争解決機関又は紛争解決委員は、苦情処理手續において、前号の和解案の受諾の勧告によつては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、当事者の意向、当事者の手續進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、銀行業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。

六 加入銀行業関係業者は、訴訟が係属している請求を目的とする紛争解決手續が開始された場合には、当該訴訟が係属している旨、当該訴訟における請求の理由及び当該訴訟の程度を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

七 加入銀行業関係業者は、紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起された場合には、当該訴訟が提起された旨及び当該訴訟における請求の理由を指定紛争解決機関に報告しなければならないこと。

#### 八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

の事項を内容とするものでなければならない。

の事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。) 又は指定紛争解決機関の子会社等(指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者をいう。) を銀行業務等関連紛争の当事者とする銀行業務等関連紛争について紛争解決手続の業務を行うこととしている指定紛争解決機関につては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

四、紛争解決委員が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う紛争解決手続において、紛争解決委員が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

五、紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六、紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七、加入銀行業関係業者の顧客が指定紛争解決機関に対し銀行業務等関連苦情の解決の申立てをする場合又は銀行業務等関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八、指定紛争解決機関が加入銀行業関係業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務等関連紛争の他方の当事者とななる当該加入銀行業関係業者の顧客に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九、指定紛争解決機関が加入銀行業関係業者の顧客から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、銀行業務等関連紛争の他方の当事者となる当該加入銀行業関係業者に依頼し、速やかにその旨を通知する手続を定めていること。

十 紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一 紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる銀行業務等関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても 同様とする。

十二 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三 紛争解決委員が紛争解決手続によつてはする見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を銀行業務等関連紛争の当事者に通知することを定めていること。

十四 指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解决等業務に關して知り得た秘密を確實に保持するための措置を定めていること。

第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

二 負担金額等が著しく不当なものでないこと。

第二項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入銀行業関係業者が受諾しなければならないものをいう。

一 当事者である加入銀行業関係業者の顧客（以下この項において単に「顧客」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二 当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

<p><b>四</b> 決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、顧客が当該和解案を受諾したことと加入銀行業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。</p>
<p><b>五</b> 顧客が当該和解案を受諾したことを加入銀行業関係業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている銀行業務等関連紛争について、当事者間ににおいて仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。</p>
<p><b>六</b> 業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>
<p><b>七</b> 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第四項各号及び第五項各号に掲げる基準（紛争解決手続に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。</p>
<p><b>八</b> （手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）</p>
<p><b>第五十二条の六十八</b> 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入銀行業関係業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入銀行業関係業者の意見を聴き、当該不履行につき正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入銀行業関係業者の商号及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>
<p><b>九</b> 指定紛争解決機関は、銀行業務等関連苦情及び銀行業務等関連紛争を未然に防止し、並びに銀行業務等関連苦情の処理及び銀行業務等関連紛争の解決を促進するため、加入銀行業関係業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うよう努めなければならない。</p>
<p><b>(暴力団員等の使用の禁止)</b></p>
<p><b>第五十二条の六十九</b> 指定紛争解決機関は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。）を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。</p>
<p><b>(差別的取扱いの禁止)</b></p>
<p><b>第五十二条の七十</b> 指定紛争解決機関は、特定の加入銀行業関係業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。</p>

**第五十二条の七十一** 指定紛争解決機関による苦情処理手続  
第十五条の七十三 第五十二条の七十二 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の顧客から銀行業務等関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客に必要な助言をし、当該銀行業務等関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入銀行業関係業者に対し、当該銀行業務等関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。  
(指定紛争解決機関による紛争解決手続)  
**第五十二条の七十三** 加入銀行業関係業者に係る銀行業務等関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入銀行業関係業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。  
2 指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。  
3 紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号、当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。  
一 弁護士であつてその職務に従事した期間が通算して五年以上である者  
二 紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務に従事した期間が通算して十年以上である者  
三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者  
四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあっては、同条第二項に規定する司法書士であ

つて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に從事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二

項の規定により選任した紛争解決委員（以下二の条及び次条第一項において単に「紛争解決委員」という。）による紛争解決手続に付するものとする。

ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入銀行業関係業者の顧客が当該銀行業務等関連紛争を適切に解決する能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うに適當でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決手続の業務を委託することとする。

前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないこととしたとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託することとしたときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案を提示するこどをいう。）をすることができる。

紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相當と認められる者の傍聴を許すことができる。

指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入銀行業関係業者の顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

一 当該顧客が支払う料金に関する事項

二 第五十二条の六十七第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

三 その他内閣府令で定める事項

四 指定紛争解決機関は、内閣府令で定めるところにより、その実施した紛争解決手続に関する記載事項、提出期日を次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 銀行業務等関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（時効の完成猶予）

**第五十二条の七十四** 紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務等関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴えの提起があつたものとみなす。）

（時効の完成猶予）

**第五十二条の七十五** 紛争解決手続に相当する手続に付することに相当と認められるものとする。

（時効の完成猶予）

**第五十二条の七十六** 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（加入銀行業関係業者の名簿の縦覧）

**第五十二条の七十七** 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、そぞの名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならぬ。

（名称の使用制限）

**第五十二条の七十八** 指定紛争解決機関は、第五十二条の八十三第三項の規定により認可され、又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施されていた銀行業務等関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務等関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいづれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続を定めることにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（変更の届出）

**第五十二条の七十九** 指定紛争解決機関は、次の各号のいづれかに該当するときは、内閣府令で定めることにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行業関係業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

（訴訟手続の中止）

**第五十二条の八十** 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務（業務に関する報告書の提出）

訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該銀行業務等関連紛争について、当該銀行業務等関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

二 前号の場合のほか、当該銀行業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務等関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されること。

三 内閣総理大臣は、紛争解決手続の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

四 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告微収及び立入検査）

**第五十二条の八十一** 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、内閣府令で定める。

（報告微収及び立入検査）

二 前号の場合のほか、当該銀行業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務等関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されること。

三 内閣総理大臣は、紛争解決手続の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

四 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告微収及び立入検査）

**第五十二条の八十二** 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

一 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいづれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に

に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 前項の報告書に関する記載事項、提出期日を次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。

一 銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続の申立てをした年月日

二 銀行業務等関連紛争の当事者及びその代理人の氏名、商号又は名称

三 紛争解決委員の氏名

四 紛争解決手続の実施の経緯

五 紛争解決手続の結果（紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、実施した紛争解決手続の内容を明らかにするために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

（時効の完成猶予）

**第五十二条の七十五** 紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務等関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴えの提起があつたものとみなす。）

（時効の完成猶予）

**第五十二条の七十六** 指定紛争解決機関は、加入銀行業関係業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（加入銀行業関係業者の名簿の縦覧）

**第五十二条の七十七** 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、そぞの名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならぬ。

（名称の使用制限）

**第五十二条の七十八** 指定紛争解決機関は、第五十二条の八十三第三項の規定により認可され、又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定が第五十二条の八十四第一項の規定により取り消され、かつ、その認可又は取消しの日に紛争解決手続が実施された銀行業務等関連紛争がある場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該銀行業務等関連紛争の当事者が第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知を受けた日又は当該認可若しくは取消しを知つた日のいづれか早い日から一月以内に当該紛争解決手続を定めることにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定により指定紛争解決機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（変更の届出）

**第五十二条の七十九** 指定紛争解決機関は、次の各号のいづれかに該当するときは、内閣府令で定めることにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行業関係業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

（訴訟手続の中止）

**第五十二条の八十** 指定紛争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る紛争解決等業務（業務に関する報告書の提出）

訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該銀行業務等関連紛争について、当該銀行業務等関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されていること。

三 内閣総理大臣は、紛争解決手続の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、内閣府令で定める。

（報告微収及び立入検査）

二 前号の場合のほか、当該銀行業務等関連紛争の当事者間に紛争解決手続によつて当該銀行業務等関連紛争の当事者間において紛争解決手続が実施されること。

三 内閣総理大臣は、紛争解決手続の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときは、指定紛争解決機関に対し、その業務に關し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定紛争解決機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

四 内閣総理大臣は、紛争解決手続の公正かつ的確な遂行のため特に必要があると認めるときは、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者に対し、当該指定紛争解決機関の業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、これらの者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定紛争解決機関の業務の状況に關し質問させ、若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告微収及び立入検査）

**第五十二条の八十二** 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関の紛争解決等業務の運営に關し、紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定紛争解決機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

一 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいづれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に

係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合二、第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)

**(紛争解決等業務の休廃止)**

**第五十二条の八十三 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。**

**2** 指定紛争解決機関が、天災その他やむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした当該紛争解決等業務の全部又は一部を開幕するときも、同様とする。

**3** 第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務)に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という。)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第三項において同じ。)が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入銀行業関係業者及び他の指定紛争解決等業務の全部又は一部を開幕するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

**第五十二条の八十四 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十二第一項の規定による指**

定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。一、第五十二条の六十二第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していないことが判明したとき。二、不正の手段により第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたとき。三、法令又は法令に基づく处分に違反したとき。

**2 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。**

一、第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。)に該当しないこととなつた場合又は第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないことが判明した場合

**二、第五十二条の六十五、第五十二条の六十六、第五十二条の六十九又は第五十二条の七十三の規定に違反した場合(その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。)**

**3 第一項の規定により第五十二条の六十二第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間に以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務)に係るものとして政令で定める銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。**

**4 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。**

**5 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合を除く。)**

**四 銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合を除く。)**

**五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合を除く。)又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)**

**六 資本金の額を変更しようとするとき。**

**七 この法律の規定による認可(第一号に規定する認可を除く。)を受けた事項を実行したこととなつたとき。**

**八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。**

**九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。**

(届出事項)

**第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。**

**第八章 雜則**



るために必要な事項であつて内閣府令で定めらるるもの

#### (財務大臣への協議)

第五十七条の五 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

#### 一 第二十六条第一項、第二十七条又は第五十条の三十四第一項若しくは第四項の規定による第

#### 二 第二十七条又は第二十八条の規定による第

#### 四条第一項の免許の取消し

#### (財務大臣への通知)

第五十七条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる处分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出（同項第八号に係るものうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

#### 一 第四条第一項の規定による免許

#### 二 第十六条の二第四項（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項（定期主義に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。）、第三十条第一項から第三項までの規定による認可

#### 三 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第一項、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七第五項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

#### 四 第二十七条又は第二十八条の規定による第四条第一項の免許の取消し

#### 五 第五十二条の十五第一項の規定による第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第五十二条の三十四第一項の規定による第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し（財務大臣への資料提出等）

第五十七条の七 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する銀行

に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

二 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する限り必要があると認めるとときは、その必要な限度において、銀行、銀行主要株主、銀行持株会社、銀行代理業者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

#### (内閣府令への委任)

第五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による免許、許可、認可、承認、登録、認定又は指定に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

#### (権限の委任)

第五十九条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

二 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。（経過措置）

第六十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

#### (第九章 罰則)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだとき。

二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けたとき。

三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませたとき。

四 第十三条の四、第五十二条の二の五、第五十二条の四十五の二又は第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反したとき。

五 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだとき。

六 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたとき。

七 第五十二条の四十一（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に銀行代理業（第五十二条の二の十において準用する場合は、外國銀行代理業務）を営ませたとき。

八 不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

九 第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に電子決済等取扱業を営ませたとき。

十 第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

十一 第五十二条の六十一の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだとき。

十二 不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき。

十三 第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の十七第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二条の十七第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第五十二条の十七第五項の規定による命令に違反して銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

四 第五十二条の八十二第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

五 第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第五十二条の二十七、第五十二条の五十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十一の十九若しくは第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項、第五十二条の五十六第一項、第五十二条の六十の二十一第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 第五十二条の六十一の二十八第五項の規定により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せ

ず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁の方

ができる状態に置く措置をとったとき。  
の三 第二十二条第一項若しくは第二項、第  
五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十一  
九第一項若しくは第五十二条の五十一第一項

の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第五十二条の二の六第二項、第五十二条の二十九第三項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることとができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

一 第二十四条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第五十二条の七、第五十二条の十一、第五十二条の三十一第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三、第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

一 第二十五条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項、第五十二条の三十二第一項若しくは第二項、第五十二条の五十四第一項、第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三の二 第二十九条の規定による命令に違反したとき。

二 第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記

五 反したとき。  
第四十五条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十六条第三項において準用する第二十  
五条第一項の規定による当該職員の質問に對  
して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若  
又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避したとき。

七 第五十二条の三十四第一項の規定による命  
令（取締役、執行役、会計参与、監査役若し  
くは会計監査人の解任又は業務の全部若しく  
は一部の停止の命令を除く。）に違反したと  
き。

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申  
請書若しくは同条第二項の規定によりこれに  
添付すべき書類、第五十二条の六十の四第一  
項の規定による登録申請書若しくは同条第二  
項の規定によりこれに添付すべき書類又は第  
五十二条の六十一の三第一項の規定による登  
録申請書若しくは同条第二項の規定によりこ  
れに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出  
したとき。

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承  
認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に  
付随する業務以外の業務を営んだとき。

十 第五十四条第一項の規定により付した条件  
(第五十二条の十七第一項又は第三項ただし  
書の規定による認可に係るものに限る。)に  
違反したとき。

第六十三条の二 次の各号のいずれかに該当する  
場合には、当該違反行為をした者は、一年以下  
の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又は  
これを併科する。

一 第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）  
又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分  
に限り、第五十二条の二の十において準用す  
る場合を含む。）の規定の違反があつた場合  
において、顧客以外の者（銀行又は銀行代  
理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損  
害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

いて、顧客以外の者（委託銀行又は電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

四 第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。  
六十三条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
六十三条の二の三 前条の場合において、犯人は、又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。  
金融商品取引法第二百九十九条の二（混和した財産の没収等）及び第二百九十九条の三第二項（没収の要件等）の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九十九条の二第一項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九十九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百条の二）の規定に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九十九条の三第二項中「第一百九十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「銀行法第六十三条の二の三第一項」と読み替えるものとする。  
六十三条の二の五 第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
六十三条の二の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。  
二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供告げは虚偽の事項の提供をしてこそき。

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記

五 第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

六 第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれららの規定による当該職員の質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六十三條の二の六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の六十の人第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業を営んだとき。

二 第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

六十三條の二の七 第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条の二第二項若しくは第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項（調査記録簿等の記載等）の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せ

ず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたとき。

二 第五十二条の三十九第二項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）次号において同じ。若しくは第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 第五十二条の四十第三項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

五 第五十二条の六十の二十七第三項又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

六 第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第六十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十一条第四号又は第六十二条（第三号を除く。）三億円以下の罰金刑

二 第六十一条の二（第二号を除く。）、第六十三条第一号から第四号まで、第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三条の二第一号若しくは第三号二億円以下の罰金刑

三 第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二一億円以下の罰金刑

四 第六十一条（第四号を除く。）、第六十二条の二、第六十二条第三号、第六十二条の二第二号、第六十三条第五号から第六号の二まで

五 第六十三条の二の五から前条まで 各本条の罰金刑

三 第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。若しくは第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定により法人でない団体を処罰する場合の規定に違反したとき。

四 第五十二条の四十第三項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

五 第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

六 第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

七 第五十二条の六十の二十七第三項又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

八 第五十二条の六十の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第五十二条の四十第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

十 第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二一億円以下の罰金刑

三 第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。若しくは第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定により法人でない団体を処罰する場合の規定に違反したとき。

四 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

五 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定により法人でない団体を処罰する場合の規定に違反したとき。

六 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

七 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

八 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

九 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

十 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

三 第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。若しくは第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定により法人でない団体を処罰する場合の規定に違反したとき。

四 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

五 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

六 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

七 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

八 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

九 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

十 第五十二条の四十第一項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれららに類似する標識を掲示したとき。

又は一部の停止の命令を除く。若しくは第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十五条の十五第一項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項、第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の二十二、第五十二条の六十一の三十四第一項、第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

十一 第三十四条第五項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。

十一の二 第四十七条の二の規定に違反して同条に規定する額以上の資産を国内外において保有しないとき。

十二 第四十八条、第五十二条第二項若しくは第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十二の二 第四十九条の二第二項又は第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十二条（電子公告調査）の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

十三 第五十一条の二の十一第一項、第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十五条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第三項若しくは第五十二条の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせぬ、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十四 第五十二条の九第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとき、又は銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立したとき。

十五 第五十二条の九第二項の規定による命令に違反して銀行的主要株主基準値以上の数の議決権の保有者があつたとき、又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行的主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。

十六の二 第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。

十七 第五十二条の二十三第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで子会社対象銀行等を子会社としたとき（同条第一項第十四号に掲げる会社（同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、同条第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、若しくは同条第十二項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第十四号に掲げる会社（同条第十二項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき若しくは同項第十四号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第五十二条の二十三の二第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を當む特例子会社を持株特定子会社としたとき、若しくは同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象会社を同項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同条第四項ただし書において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を當む特株特定子会社としないで、若しくは虚偽の届出をして、特銀銀行業高度化等業務を専ら當む会社を持株特定子会社

会社としたとき（同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）。

十八 第五十二条の四十三（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九 第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十の十八若しくは第五十二条の六十二条の六十六の十八若しくは第五十二条の六十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条第二項若しくは第三項、第十六条の二第四項（同条第七項又は第十三項において準用する場合を含む。）、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第四十七条の三、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項（同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。）、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項、第五十二条の二十三の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第七項又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可、承認又は認定に係るものに限る。）に違反したとき。

二十一 第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は一百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反してその名称又は商号中に銀行であることを示す文字を使用した者

二 第四十九条の二第二項又は第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第六百四十六条第三項（調査の義務等）の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第四十九条の二第二項又は第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十五条第二項各号（財務諸表等の備置き及び閲覧等）又は

第九百五十五条第二項各号（調査記録簿等の記載等）に掲げる請求を拒んだ者は、第五十二条の七十六の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十二第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十二第二項の規定に違反して、その名称中に認定電子決済等取扱事業者協会又は認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二 第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十章 没収に関する手続等の特例

（第三者の財産の没収手続等）

第六十八条 第六十三条の二の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第七十条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、「第三者」が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

第六十九条 第六十三条の二の二第二項の規定により、地上権、抵当権その他の第二者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで（第三者の財産の没収手続等）の規定は、地上権、抵当権その他の第三者的権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第六十三条の二の三第二項（没収の要件等）の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあらわれるのは、「銀行法第六十三条の二の三第二項に





為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認可を受けたものとみなす。

施行日前に第三条の規定による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)第九条第一項(第二条の規定による改正前の長期信用銀行法(以下「旧長期信用銀行法」という。)第十七条若しくは第三条の規定による改正前の外国為替銀行法(以下「旧外国為替銀行法」という。))第十一条において準用する場合又は旧銀行法第十九条第二項(旧長期信用銀行法第十七条又は旧外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。)の規定によつてした認可、当該認可に付した条件、当該認可に係る承認又は当該認可に係る申請は、新銀行法第十六条の四第一項の規定によつてした認可、当該認可に付した条件、当該認可に係る承認又は当該認可に係る申請は、新銀行法第十六條の四第一項の規定によつてした認可、当該認可に付した条件、当該認可に係る承認又は当該認可に係る申請とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十二条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十三条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成五年六月一四日法律第六三)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成八年六月二一日法律第九四)

(施行期日)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第二項、附則第三条第九項及び第十項、附則第九条第七項及び第八項、附則第十条第二項及び第三項並びに附則第十一條の規定は、公布の日から施行する。(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 銀行・長期信用銀行又は外国為替銀行は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)第十七条の二第一項(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下この条において「新長期信用銀行法」という。)第十七条又は第三条の規定による改正前の銀行法(以下「旧長期信用銀行法」という。)第十七条)の施行の日から施行する。

この条において「新外国為替銀行法」という。)の規定により、大蔵大臣の認可を受けることができる。

この条において「新长期信用銀行法」の規定により、大蔵大臣の認可を受けることができる。

**第一条** この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、証券投資信託法、船主相互保険組合法、証券投資信託法、協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、中小企業等協同組合法、中小企業等協同組合による金融事業に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に関する事業の規制に関する法律、金融機関の合併及び転換組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合による金融事業に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に関する事業の規制に関する法律、金融機関の合併及び転換組合法、証券取引制度の改革のための規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための規制等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成九年六月二〇日法律第一〇)

(施行期日)

二号抄

**第一条** この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、金融機関の合併及び転換組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に関する投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に関する事業の規制に関する法律、金融機関の合併及び転換組合法、証券取引制度の改革のための規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、特定債権等に関する事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための規制等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成九年五月二一日法律第五五)

(施行期日)

一号抄

**第一条** この法律は、平成九年六月一日から施行する。

**附 則** (平成九年五月二一日法律第五五)

(施行期日)

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成九年六月六日法律第七二号)

(施行期日)

この法律は、平成九年六月一日から施行する。

**第二条** 銀行・長期信用銀行又は外国為替銀行は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)第十七条の二第一項(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下この条において「新長期信用銀行法」という。)第十七条)の施行の日から施行する。



等が同日までに金融再生委員会の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日に  
おいて新銀行法第五十二条の六第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

**第一百三条** 新銀行法第十三条の二（新長期信用銀行法第十七条等において準用する場合を含む。）の規定は、銀行等が施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

(当該銀行が旧銀行法第十六条の二第一項又は第六十六条の三第一項の認可を受けて株式又は持分を所有している会社を除く。次項において同じ。)を子会社としている場合には、当該銀行は、施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

前項の規定による届出をした銀行は、当該届出に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにつき、施行日において新銀行法第十六条の二

書類について適用し、銀行等又は銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度又は事業年度に係る貸借対照表その他の書類については、なお従前の例による。

新銀行法第十九条第二項及び第三項（同条第二項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）並びに新銀行法第五十二条の十一（同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。）（新長期信

もののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

五百四条 新銀行法第十六条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社（新銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としている銀行の当該会社については、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

前項の銀行は、同項の届出に係る子会社対象会社以外の会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

平成十三年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、新銀行法第十六条の二第一項第四号中「規定する保険会社」とあるのは、「規定する保険会社のうち、同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当するもの」とする。

施行日前に、第十条の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣がしたこれらの規定に規定する認可（当該認可に係る旧銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又はこれらの規定に基づきされた当該認可に係る申請は、新銀行法第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により内閣総理大臣がした同条第四項に規定する認可（当該認可に係る新銀行法第五十五条第一項ただし書に規定する承認を含む。）若しくは当該認可に付した条件又は新銀行法第十六条の二第四項の規定に基づきされた当該認可に係る申請とみなす。

この法律の施行の際現に銀行が新銀行法第六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等

第四項の認可を受けたものとみなす。)  
新銀行法第十六条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社（同項に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等（新銀行法第二条第七項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）を合算してその基準株式数等（新銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。）を超えて所有している銀行又はその子会社による当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を金融再生委員会に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有については、当該銀行又はその子会社が同日において同条第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社等の平成十一年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

(権限の委任)

**第一百四十七条** 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあっては、地方支分部局の長)に委任することができる。

(処分等の効力)

**第一百八十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一百八十九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百九十条 附則第二条から第百四十六条まで、第一百五十三条、第一百六十九条及び前条に定める

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）**

（施行期日）

（経過措置）

**第一条** この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）の施行の日から施行する。

**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼管等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許証法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵當証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため

2 従前の例による。

二項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。) (これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。) 並びに新銀行法第五十二条の十一(同条第一項に規定する中間業務報告書に係る部分に限る。) (新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。) の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社等の平成十一年四月一日以後に開始する営業年度に係る中間業務報告書について適用し、銀行持株会社等の同日前に開始した営業年度に係る中間業務報告書については、なほ従前の例による。

(権限の委任)

**第一百四十七条** 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長)に委任することができる。

(処分等の効力)

**第一百八十八条** この法律(附則第一項による規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一百八十九条** この法律(附則第一項による規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百九十条** 附則第二条から第百四十六条まで、第百五十三条、第百六十九条及び前条に定める

**(検討)**

**第一百九十二条** 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんがみ必要があると認めるときは、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律によることによる改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第二百二十九号)**

(施行期日)

**第一条** この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣總理大臣その他の國の國の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、法人に関する法律、農業協同組合法、証券投資組合法、地方法税法、証券投資信託及び証券投資法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保険法、保険法、地方税法、証券投資信託法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、精神薬取締法等の特例等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、日本銀行法、銀行持

株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の國の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の國の機関に対して報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一 年八月一三日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ一第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法（昭和二十二年法律百三十二号）第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船主相互保険組合法（昭和二十五年法律百七十七号）第四十二条第一項の改正規定、附則第六条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八条）第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法（平成七年法律第五号）第十五条に一項を加える改正規定、同法第五十五条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百二十九条の二第三項の改正規定、附則第二项を削る改正規定、同法第一百十五条第二項、第一百十八条第一項、第一百十九条及び第一百九十九条の改正規定並びに同法附則第五十九条第二項及び附則第七条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第一百一条第一項及び第一百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）  
**二二五号** 抄  
附 則（平成一一年一二月二二日法律第  
二十三章（第三条を除く。）及び次条の規定  
第千三百四十四条の規定 公布の日  
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び  
第千三百五条、第千三百六条、第千三百二  
二 平成十二年七月一日  
附 則（平成一一年一二月二二日法律第  
二十三章（第三条を除く。）及び次条の規定  
第千三百四十四条の規定 公布の日  
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び  
第千三百五条、第千三百六条、第千三百二  
二 平成十二年七月一日  
（民法等の一部改正に伴う経過措置）  
**第二十五条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
  
(民法等の一部改正に伴う経過措置)  
**第二十六条** この法律の施行前に和議開始の申立て  
があつた場合又は当該申立てに基づきこの法  
律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定が  
あつた場合においては、当該申立て又は決定に  
係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項  
に関する取扱いについては、この法律の附則の  
規定による改正後のこれらの規定にかかわら  
ず、なお従前の例による。  
一から十五まで 略  
  
**十六 銀行法第四十六条第一項**  
(罰則の適用に関する経過措置)  
**第二十六条** この法律の施行前にした行為及びこ  
の法律の附則において従前の例によることとさ  
れる場合におけるこの法律の施行後にした行為  
に対する罰則の適用については、なお従前の例  
による。







規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

「新協金法」(以下「新規制協同組合連合会法」といふ。)の規定による改正後  
九十四条第一項及び第六条の規定による改正後  
の協同組合による金融事業に関する法律(以下  
「新協金法」という。)第六条第一項において準  
用する場合を含む。)の規定は、銀行等(銀行、  
長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合  
会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用  
協同組合若しくは信用協同組合連合会(新協金  
法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会  
をいう。)をいう。以下この条及び次条第二項  
において同じ。)の施行日以後にする取引又は  
行為について適用し、銀行等の施行日前にした  
取引又は行為については、なお従前の例によ  
る。

**第八条** 新銀行法第二十条 第五十二条の二十八及び第五十三条の二十九（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を除む。）の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社（新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の施行日以後に開始する営業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の施行日前に開始した営業年度に係るこれらの書類については、なお從前の一例による。

**第九条** 新銀行法第二十一条第一項及び第二項（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第一項、新労働金庫法第九十四条第一項及び新協金法第六条第一項において準用する場合を除む。）の規定は、施行日以後に開始する銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前に開始した銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの書類については、なお從前の一例による。

項に規定する所属信用金庫をいう。）、所属労働金庫（新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。）若しくは所属信用協同組合（新協金法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。）又は銀行持株会社（若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

**第三十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

**第四十条** 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及

はおいて準用する新金融商品取引法第三十四条の例により告知しているときには、当該顧客に対し、新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条に規定する告知をしたものとみなす。

新銀行法第五十二条の五十一（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協会法第六条の五第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する所属銀行（新銀行法第一条第十六項に規定する所属銀行をいう。）、所属長期信用銀行（新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行をいう。）、所属信用金庫（新信用金庫法第八十五条の二第三

**第三十八条** この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。）の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客に対し、この法律の施行後に当該顧客が新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条

に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ)、信用金庫代理業者(新信用金庫法第十五條の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ)、労働金庫代理業者(新労働金庫法第八十九條の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ)又は信用協同組合代理業者(新協同法第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ)の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十第一項に規定する報告書について適用する。

じ）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす  
る。

附 則（平成一八年六月一四日法律第六  
五号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年  
六月を超えない範囲内において政令で定める日  
（以下「施行日」という。）から施行する。  
（銀行法の一部改正に伴う経過措置）  
（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十五条 銀行は、この法律の施行後最初に  
定期預金等契約（第十六条の規定による改正後

第四十二

政府は、この法律の施行後五年を経  
合において、この法律による改正後の  
実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案  
法律による改正後の金融諸制度につい  
を行ひ、必要があると認めるときは、そ

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第四十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

金庫法第八十五条の二第一項、新労働金庫法第八十九条の三第一項又は新協金法第六条の三第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新銀行法第五十二条の三十

法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる新銀行法第二

金庫法第八十五条の二第一項、新労働金庫法第八十九条の三第一項又は新協金法第六条の三第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新銀行法第五十二条の三十

び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長又は財務支局长（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあっては、地方支分部局の長）に委任することがで

(権限の委任)

総理大臣は、この附則の規定によ

**(権限の委任)**

（権限の委任）

内閣総理大臣は、この附則の規定



る。）、同法第二項の改正規定及び同法第九十九条の三を同法第十二条の四とし、同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除））を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第十一條中貸金業法第十二条の二の二に一項を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二条中保険業法目次の改正規定（「第一百五条」を「第一百五条の三」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第八項の改正規定、同法第一編第三章中第一百五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百九十九条の改正規定、同法第二百四十五条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一項を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（「第十九条」を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置））この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において

同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第二十条** 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第二十一条** 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下「改正後の各法律」という。)に規定する指定紛争解決機関(以下単に「指定紛争解決機関」という。)の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成二一年六月二十四日法律第五九号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十四条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（施行期日）

第二条 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なぞ従前の例によること。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十三年五月二五日法律第四号）抄



項の改正規定、第十八条の規定、第十九条中項の改正規定、第十八条の規定による改正後の銀行法第十三条まで、第十五条、第十六条及び第三項並びに第八十三条第二項の改正規定、第二十一条の規定による改正後の銀行法第十三条第一項（第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下この項において「新協金法」という。）第六条第一項、第十条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項、第十一条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下この項及び第三項において「新長期信用銀行法」という。）第十七条第一項、第十二条の規定による改正後の労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合（次項において「新協金法第八条第一項等において準用する場合」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、附則第一条号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等（同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額が信用供与等限度額（同条第一項に規定する信用供与等額をいう。以下この項において同じ。）を超えている新銀行法第二条第一項に規定する銀行、新長期信用銀行法第二条に規定する长期信用協同組合連合会（以下この項及び次項において「銀行等」という。）の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会）に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に對して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるお

項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等の当該同一人に対する信用の供与等について、当該銀行持株会社又は当該長期信用銀行持株会社（以下この項において「銀行持株会社等」という）が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該銀行持株会社等が、当該銀行持株会社若しくはその子会社等又は当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行持株会社等は、同日の翌日において新銀行法第五十二条の二十二第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

**第十四条** この法律の施行の際現に存する外国銀行支店（第十四条の規定による改正前の銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。）に対する第十四条の規定による改正後の銀行法第四十七条の二の規定の適用について、は、施行日から当該施行日の属する事業年度の翌事業年度末までの間は、同条中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額以下の額」とする。  
(権限の委任)

**第十五条** 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

**第二章 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めることにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任することができる。**

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(以下)の条において「新銀行法」という。)第十三条第一項(第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下この

2  
それがいる場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において新銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

新銀行法第十三条第一項（新協金法第六条第一項等において準用する場合を含む。以下この項目において同じ。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額（同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいいう。以下この項において同じ。）を超えている

(政令への委任) 第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(政令への委任)  
**第三十七条** 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
(検討)  
**第三十八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二条の二の改正規定を除く。)、第四条(農業協同組合法第十二条の三及び第五条(消費生活協同組合法第十二条の三)を加える部分に限る。)及び同法第二項の改正規定を除く。)、第六条(水産業協同組合法第十一条の二の四、第十一条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。)、第七条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合百二十一条の五の改正規定を除く。)、第七条(中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。)、第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。)、第十一条(長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。)、第十三条(銀行法第十三条の四、第五十五条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。)、第十七条(信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。)及び第十八条(株式会社商工組合中央金庫法第六十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を除く。)、第十九条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(規定〔〕を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条第二項の改正規定(規定〔〕を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定

(同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)  
**第十九条** 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(検討)  
**第二十条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘査し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
**附 則 (平成二六年六月二七日法律第九一号) 抄**  
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。  
**附 則 (平成一八年六月三日法律第六二号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(銀行法の一部改正に伴う経過措置)  
**第二条** この法律の施行の際現にされている銀行法第八条第三項の規定による認可の申請のうち銀行と第一条の規定による改正後の同法(次条及び附則第四条において「新銀行法」という。)第八条第四項に規定する者との間の契約に関するものは、同項の規定によりした届出とみなす。  
**第三条** この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二第一項の認可を受けて同項に規定する外国銀行代理業務を営んでいた銀行は、内閣府令で定めるところにより、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三月を経過する日までに新銀行法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行が属する同条第二項に規定する外国銀行グループについて内閣総理大臣に届け出たときは、当該外国銀行グループについて同項の認可を受けた銀行とみなす。  
**第六条** 内閣総理大臣は、附則第三条及び前条の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(罰則に関する経過措置)

**第十八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第十九条** 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第二十条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則** (平成一九年五月二十四日法律第三号)  
(施行期日)抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第二十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によれる。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二十六条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二日法律第四五号)  
(施行期日)抄

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の一、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第二十条の規定は、公布の日から施行する。  
**(銀行法の一部改正に伴う経過措置)**

第二条 この法律の施行の際現に電子決済等代行業（第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間（当該期間内に新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、当該電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を電子決済等代行業（新銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新銀行法（第五十二条の六十一の十及び第五十二条の六十一の十一を除く。）の規定を適用する。この場合において、新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し」とあるのは、「電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合は、当該廃止を命ぜられた者を同項の規定により新銀行法第五十二条の六十一の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までにおける新銀行法第五十二条の六十一の十の規定の適用については、同条第一項中「は、第二条第十七項各号」とあるのは、「(第二条第十七項第一号」と、(二)







第十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第二項、第一百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五条规定の七第四項から第七項まで、第十四項、第五项及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

四 第一条中金融商品取引法第三十七条の三の規定及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第三十七条规定の四の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第四十条の二第四項及び第五項の改正規定、同法第六項を削る改正規定、同法第四十一条の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第三十七条の六第一項の改正規定、同法第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第四十三条の五の改正規定（「交付する書面に記載する事項」を「提供しなければならない情報」に改める部分に限る）、同法第七十九条第二項の改正規定（審判の「最初の審判手続」に改める部分に限る）、同法第九十条の四五四号及び第五号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十二条の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止）の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同条第二項の改正規定並びに同法第一百八十三条第二項の改正規定（審判手続開始決定書に記載される「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同条第二項を削る改正規定、同法第一百八十四条第一項、第一百八十五条の三第一項、第一百九十八条の四並びに第二百五条第十二号及び第二号の四並びに第二百五条第十二号及び第二号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定並びに同法第二百八条第六号の改正規定、第三条中金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十三条第三号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、同法第一百四十七条第四号の改正規定、同条第四項の改正規定を除く。）、第五条（農業協同組合法第九十二条の五の八第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定、第四条（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第二条第四項の改正規定を除く。）、及び第六条（水産業協同組合法第六条の改正規定、第十二条中銀行政法第十三条の四の改正規定、第十二条中銀行政法第十三条の四の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百五十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

百十六条第六項の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第六条の五条の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同法第五十二条の二の五の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の規正規定並びに同法第十条の二の五第四号及び第五号の改正規定、第八条（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の規正規定並びに同法第十九条の二第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の規正規定並びに同法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条规定（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお前例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第五十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第二十五条の二の二の改正規定、第十二条中銀行政法第十三条の四の改正規定、第十二条中銀行政法第十三条の四の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）並びに同法第三百五十五条の五及び第五号、第三百十六条规定（第二号に掲げる改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中

央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第五十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の十一第一項の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）の二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日